

実行実現点検会合（雇用・人材）

テーマ③外国人材

各府省提出資料

平成26年11月4日(火)

国土交通省、法務省、厚生労働省、経済産業省、内閣府

建設分野における外国人材の活用

国土交通省提出資料

建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置

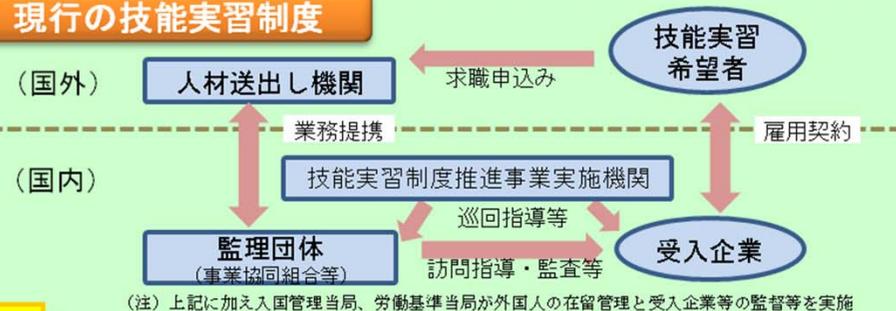
建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置
(平成26年4月4日関係閣僚会議とりまとめ)より抜粋

- 復興事業の更なる加速を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による当面の一時的な建設需要の増大に対応するため必要となる技能労働者については、まずは、就労環境の改善、教育訓練の充実強化等によって、離職者の再入職や高齢層の踏み止まりなどにより、国内での確保に最大限努めることが基本。
- その上で、当面の一時的な建設需要の増大への緊急かつ時限的措置(2020年度で終了)として、国内での人材確保・育成と併せて、即戦力となり得る外国人材(技能実習修了者)の活用促進を図り、大会の成功に万全を期する。

技能実習の流れ



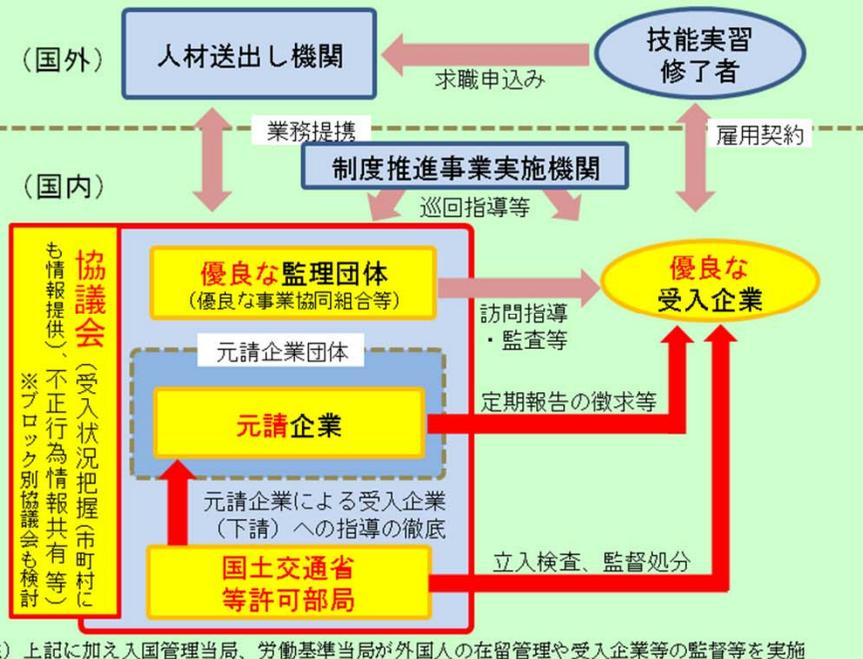
現行の技能実習制度



新たな外国人材活用の流れ



新たな特別の監理体制 (本図は再入国の場合)



当面のスケジュール

平成26年

4月4日 関係閣僚会議（第2回）
緊急措置のとりまとめ

4月4日 経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議
緊急措置の報告

6月24日 「日本再興戦略」改訂2014 の閣議決定

8月13日 「外国人建設就労者受入事業に関する告示」の公示

11月上旬 「外国人建設就労者受入事業に関するガイドライン」
の公表

平成27年 1月 優良な監理団体等の認定事務の開始

平成27年 4月 本措置の対象となる外国人材の受入れ開始

技能実習制度の見直し

介護分野における外国人材の受入れ

法務省・厚生労働省提出資料

【外国人材の活用】

○ その他

① 外国人技能実習制度の抜本的な見直し



① 技能実習制度の見直しに係る検討をさらに進めるため、11月に法務省・厚生労働省合同有識者懇談会を設置し、広く各界の意見を募るとともに、集中的な議論を行う(12月中に取りまとめ予定)。

その内容を受け、平成27年通常国会に関連法案を提出するべく、引き続き関係省庁と検討・調整を行う。

<管理監督体制の抜本的強化>

新たな法律に基づき設置する制度管理運用機関※については、8月に、来年度の立上げに向けた概算要求を行うとともに、法人形態等について関係省庁と調整中。

※監理団体の許可、監理団体等への指導・監督及び人権を侵害された技能実習生の保護等の業務を予定。

<対象職種の拡大(対象職種の追加)>

ア 職種追加の進捗状況

制度趣旨を踏まえ、移転すべき技能として適当な職種・作業について、関係省庁及び業界団体との調整を行い、随時対象職種に追加していく。

イ 職種追加に係る現行制度の弾力化

年内を目途に「地域ごとの産業特性を踏まえた職種」や「企業単独型において社内検定を活用する職種」についても対象職種への追加が可能となる措置を講ずるとともに、多能工化のニーズに対応した措置も講じる予定

<実習期間の延長(3年→5年)>

上記、有識者懇談会において、管理監督体制の抜本的強化とあわせて議論を行うこととしている。引き続き関係省庁と検討・調整を行う。

<受入れ枠の拡大>

上記、有識者懇談会において、管理監督体制の抜本的強化とあわせて議論を行うこととしている。今後、関連法案の作業状況を踏まえて、関係省庁と所要の法令整備について検討・調整を行う。

【Ⅲ 外国人材】**3. 介護分野における外国人材の受入れ****②介護分野における外国人材の受入れ****②【厚生労働省】**

事業者、従事者など関係者による議論を行う場として、10月30日に「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会」(※)を設置し、検討を進める。また、関係省庁との間での検討・調整を図る。

(※)検討会における主な検討事項(予定)

- ① 技能実習生の受入れの在り方
- ② 国家資格取得者に在留資格が付与された場合の運用の在り方等
- ③ EPAの更なる活用方策

【法務省】

法務大臣の私的懇談会である「出入国管理政策懇談会」等における議論を踏まえ、日本の大学等を卒業し、「介護福祉士」の国家資格を取得した外国人留学生について、引き続き国内で就労できるよう、現在、在留資格の拡充を含めた検討を行っている。

今後も、関係省庁と連携し、年内を目途に制度設計を着実に進める。

背景

「日本再興戦略改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）において、賃金未払いや長時間労働等の不正事案の発生も踏まえ、新たな法律に基づく制度管理運用機関の設置をはじめとする管理監督体制の抜本的強化を図るべく、平成27年度中の新制度への移行を目指すこととされている。

新法人(取締機関)を設置する

新法人の業務（案）

- 監理団体の許可・取消
- 優良な監理団体・実習実施機関の認定・取消
- 監理団体等の指導・監督（報告徴収、立入検査等）
- 技能実習計画の認定・取消
- 人権を侵害された実習生の保護
- 監理団体・実習実施機関等のデータベース管理

新法人の在り方（案）

新法人は監理団体への許可及び取消権限の付与や立入検査権限の付与と違反事項の告発行為など行政機関に準じた機能を持つことから、**法律に基づく公法人**とする。

新法人の体制（案）

取締業務等を確実に実施するために必要な体制を構築する。
（本部及び地方事務所の設置）

- 業務のイメージ
- 監理団体（約2,000団体）への立入検査を年1回実施
 - 実習実施機関（約3万事業場）への立入検査を実施（約3年間で全数を網羅）

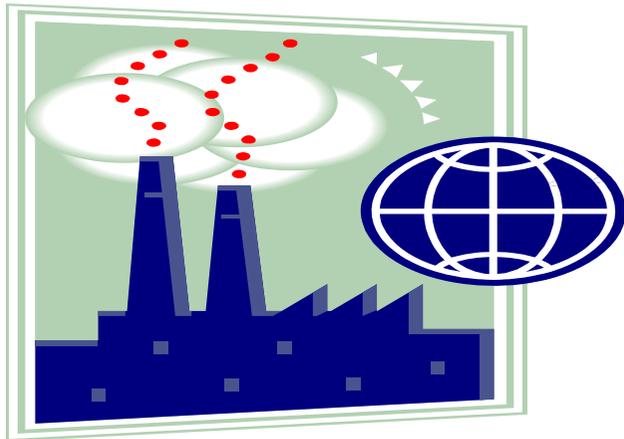
製造業における海外子会社等 従業員の国内受入れ

経済産業省提出資料

製造業における海外子会社等従業員の国内受入れ

海外

海外子会社等
従業員



事業所管省庁の関与を有する
新たな手続きを整備

短期間転勤

帰国(転勤)

日本

国内のマザー工場で新
技術等を修得



○日本で開発されマザー工場で実用化された
新技術・新製品を国際展開
(現地での新工場(ライン増設)建設の場合等)

○同等の技能を有する日本人と同等
の賃金を支払う

※年度内に具体的な制度設計を行う。

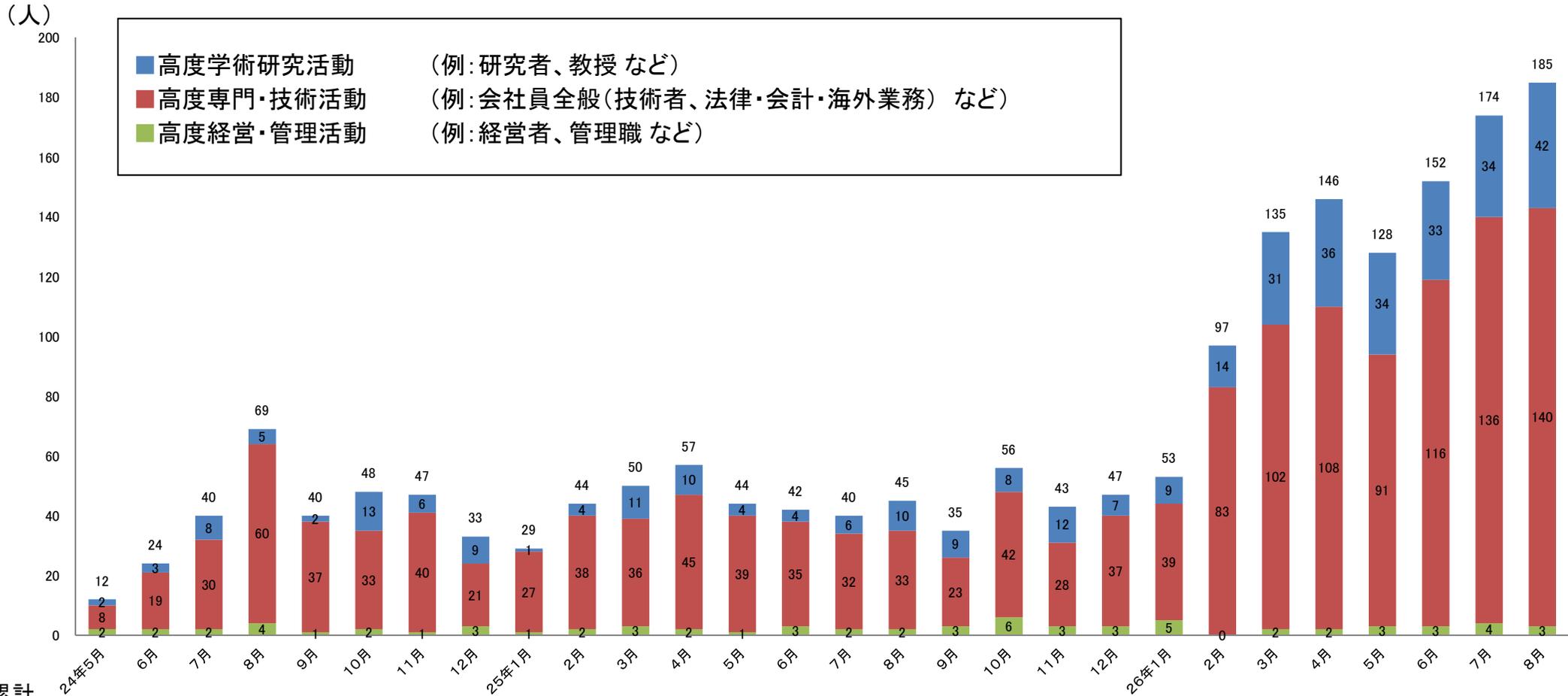
※経済産業省、法務省、厚生労働省等において、詳細を検討中。

高度外国人材受入環境の整備

内閣府提出資料

高度人材ポイント制の認定件数の推移

- 平成25年12月に認定要件を緩和後、高度人材ポイント制のウェブサイト掲載や関係機関へのリーフレット配布のほか、企業・大学等の各種会合に職員を派遣して広報を実施。
- 各在外公館HPからポイント制のウェブサイトを参照できるよう随時HPを改修予定。
- 平成27年4月には在留資格「高度専門職」が新設される予定。



※累計

小計	12	36	76	145	185	233	280	313	342	386	436	493	537	579	619	664	699	755	798	845	898	995	1130	1276	1404	1556	1730	1915
高度学術研究活動	2	5	13	18	20	33	39	48	49	53	64	74	78	82	88	98	107	115	127	134	143	157	188	224	258	291	325	367
高度専門・技術活動	8	27	57	117	154	187	227	248	275	313	349	394	433	468	500	533	556	598	626	663	702	785	887	995	1086	1202	1338	1478
高度経営・管理活動	2	4	6	10	11	13	14	17	18	20	23	25	26	29	31	33	36	42	45	48	53	53	55	57	60	63	67	70

留学生の国内企業への就職支援

- 高度人材の卵たる外国人留学生の国内での活躍を支援するため、国内での就職を希望する留学生を対象にした就職マッチングの仕組みを構築する。
- 具体的には、外国人雇用サービスセンターや新卒応援ハローワークの留学生コーナー等を母体とし、大学やJETRO等とが連携しつつ、留学生と留学生の採用に積極的な企業等のマッチング機能の充実に向け、年度内を目途に準備を進め、平成27年度から実施予定。
- なお、厚生労働省において、現在7都府県8カ所ある新卒応援HWの留学生コーナーの拡充を平成27年度概算要求に盛り込んでいるところ。

○外国人雇用サービスセンターや新卒応援ハローワークの留学生コーナー等を母体としたマッチングの仕組み(案)

